

健康被害救済の申請に必要な書類

※○がついているのが、必要な書類です。複数の給付を同時請求する場合、重複する書類は省略可能です。

給付の種類 提出書類	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	障害(児養育) 年金額変更	死亡一時金 +葬祭料
請求書	○	○	○	○	○
受診証明書	○				
領収書等	○				
診断書(別紙9)		○	○	○	
死亡診断書、死体検案書等					○
埋葬許可証等					○
予診票 (請求者が持っていない場合は提出不要)	○	○	○		○
接種済証、母子手帳等	○	○	○		○
診療録等(※)	○	○	○	○	○
住民票		○			○
戸籍謄本、保険証等		○			○
その他					○ 請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合

※診療録等について、アナフィラキシー等の即時型アレルギーに係る医療費・医療手当の請求については、医師が記載した別に示す様式5-1-1「予防接種健康被害救済制度 医療費・医療手当申請用 新型コロナウイルスワクチン接種後のアナフィラキシー等の即時型アレルギー反応 症例概要」を使用することで、港区での健康調査委員会を省略でき、決定までの期間を短縮することが出来ます。

予防接種との因果関係が比較的明らかなアナフィラキシー等の即時型アレルギー(うち、接種後4時間以内に発症し、接種日を含めて7日以内に治癒、終診したものに限り、また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含めません。)に該当する場合は、様式5-1-1をご使用ください。